



# 様式 B - 1

## 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉法人の設立の認可	
根拠法令及び条項	社会福祉法第32条	
所管部課(室)係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>1 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知)別紙1社会福祉法人審査基準第1から第3まで及び「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知)別紙社会福祉法人審査要領第1から第3までに定める基準を満たしていること。</p> <p>2 社会福祉施設等(以下「施設等」という。)の整備に関して国、都道府県又は市町村の補助金等の返還命令を受けたことがある場合は、その原因となった事項について国、都道府県又は市町村の指導に従って改善を行い、かつ、当該補助金等の返還を完了していること。</p> <p>3 社会福祉事業を行うに必要な資産である施設等の整備に要する財源として、独立行政法人福祉医療機構、民間金融機関等からの借入金を充てる場合は、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>(1) 独立行政法人福祉医療機構及び大阪府社会福祉協議会以外からの借入れについては、原則として独立行政法人福祉医療機構との協調融資であること。</p> <p>(2) 現在返済途中の既往借入金については、借入当初の計画のとおり、滞ることなく返済が実行されていること。</p> <p>(3) 新設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率((事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額+(減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額))÷借入金元利償還額×100)が120パーセント以上であること。</p> <p>ただし、収入構造上において減価償却費用が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等)のみを経営する法人については、この基準は適用しないものとする。</p> <p>イ 設備投資の妥当性</p> <p>事業開始時における固定長期適合比率(貸借対照表における固定資産÷(純資産+固定負債)×100)が100パーセント以下であること。</p> <p>ウ 資本構成の安定度</p> <p>事業開始時における自己資本比率(貸借対照表における純資産÷(純資産+負債総額)×100)が50パーセント以上であること。</p>

		<p>額) × 100) が 33 パーセント以上であること。</p> <p>エ その他</p> <p>アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成や財務指標の算出に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p><b>【収支見込みの作成に係る留意点】</b></p> <p>(ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の2種類を作成すること。</p> <p>(イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。</p> <p>(ウ) 施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。</p> <p>(エ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。</p> <p>(オ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。</p> <p>(カ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均 330 万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。</p> <p>(キ) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)によること。</p> <p><b>【事業開始時の財務指標の算出に係る留意点】</b></p> <p>(ア) 流動資産は、事業開始時の運転資金の額とすること。</p> <p>(イ) 固定資産は、土地及び建物(工事費+設計監理費)その他の固定資産の合計額とすること。</p> <p>(ウ) 流動負債は、存在しないものであり、0 とすること。</p> <p>(エ) 固定負債は、借入金の額とすること。</p> <p>(オ) 純資産は、資産合計(流動資産+固定資産)から負債合計(流動負債+固定負債)を減じた額とすること。</p> <p>(4) 既設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ただし、当該年度特有の要因により財務状態が平年の状態と異なる場合(財務状況が平年より良くなっている場合及び悪くなっている場合の双方を含む。)は、その要因による影響を排除した財務状態が次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>(ア) 直近の年度末の流動比率(貸借対照表における流動資産÷流動負債×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>(イ) 直近の年度末及び収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率((事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額+(減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額)÷借入金元利償還額×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この基準は、適用しないものとする。</p> <p>a 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置</p>
--	--	---

をとる施設等)のみを経営する法人

- b 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等)の老朽化等に伴う改築・改修事業

イ 設備投資の妥当性

直近の年度末の固定長期適合比率(貸借対照表における固定資産÷(純資産+固定負債)×100)が100パーセント以下であること。

ウ 資本構成の安定度

直近の年度末の自己資本比率(貸借対照表における純資産÷(純資産+負債総額)×100)が33パーセント以上であること。

エ その他

アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成に当たっては、次の事項に留意すること。

【収支見込みの作成に係る留意点】

- (ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の2種類を作成すること。
- (イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。
- (ウ) 既存事業の部分、新規事業の部分、法人合計を区分して作成すること。
- (エ) 新たに事業開始する施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。
- (オ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。
- (カ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。
- (キ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均330万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。
- (ク) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)によること。

(別紙)収支見込作成の当たりの利用率

	第1年次	第2年次以降
保護施設		
救護施設	95%	100%
更生施設	85%	90%
授産施設	70%	75%
宿所提供施設	40%	45%
老人福祉施設		
養護老人ホーム	90%	95%
特別養護老人ホーム	95%	100%
軽費老人ホーム(A型・B型)	90%	95%

		ケアハウス	90%	95%
		障害者支援施設等		
		障害者支援施設	85%	90%
		福祉ホーム	80%	85%
		婦人保護施設	45%	50%
		児童福祉施設		
		乳児院	80%	85%
		母子家庭支援施設	95%	100%
		児童養護施設	85%	95%
		知的障害児施設	80%	85%
		自閉症児施設	60%	65%
		知的障害児通園施設	95%	100%
		盲児施設	70%	75%
		ろうあ児施設	40%	45%
		難聴幼児通園施設	85%	90%
		肢体不自由児施設	85%	90%
		肢体不自由児通園施設	60%	65%
		肢体不自由児療護施設	85%	90%
		重症心身障害児施設	90%	95%
		情緒障害児短期治療施設	85%	90%
		児童自立支援施設	45%	50%
		保育所	95%	100%
		有料老人ホーム	75%	80%
		授産施設	80%	85%
		宿所提供施設	80%	85%
		(※) 障害福祉サービス事業など、上記以外のものについては、実際に見込まれる利用率を用いること。		
	参考事項			
	設定等年月日	平成24年4月1日設定		
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)		
	内訳	経由期間	日 ( 事務所)	
		処分期間	日 ( 部 課)	
設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)			
備考				

# 様式 B - 1

## 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉法人の定款変更の認可	
根拠法令及び条項	社会福祉法第32条（第45条の36第3項による準用）	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
審査基準	関係条項	
		<p>1 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）別紙1社会福祉法人審査基準第1から第3まで及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知）別紙社会福祉法人審査要領第1から第3までに定める基準を満たしていること。</p> <p>2 社会福祉施設等（以下「施設等」という。）の整備に関して国、都道府県又は市町村の補助金等の返還命令を受けたことがある場合は、その原因となった事項について国、都道府県又は市町村の指導に従って改善を行い、かつ、当該補助金等の返還を完了していること。</p> <p>3 社会福祉事業を行うに必要な資産である施設等の整備に要する財源として、独立行政法人福祉医療機構、民間金融機関等からの借入金を充てる場合は、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>(1) 独立行政法人福祉医療機構及び大阪府社会福祉協議会以外からの借入れについては、原則として独立行政法人福祉医療機構との協調融資であること。</p> <p>(2) 現在返済途中の既往借入金については、借入当初の計画のとおり、滞ることなく返済が実行されていること。</p> <p>(3) 新設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率（（事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額＋（減価償却費－国庫補助金等特別積立金取崩額））÷借入金元利償還額×100）が120パーセント以上であること。</p> <p>ただし、収入構造上において減価償却費用が見込まれていない社会福祉施設（都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等）のみを経営する法人については、この基準は適用しないものとする。</p> <p>イ 設備投資の妥当性</p> <p>事業開始時における固定長期適合比率（貸借対照表における固定資産÷（純資産＋固定負債）×100）が100パーセント以下であること。</p> <p>ウ 資本構成の安定度</p> <p>事業開始時における自己資本比率（貸借対照表における純資産÷（純資産＋負債総</p>

		<p>額) × 100) が 33 パーセント以上であること。</p> <p>エ その他</p> <p>アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成や財務指標の算出に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p><b>【収支見込みの作成に係る留意点】</b></p> <p>(ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の2種類を作成すること。</p> <p>(イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。</p> <p>(ウ) 施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。</p> <p>(エ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。</p> <p>(オ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。</p> <p>(カ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均 330 万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。</p> <p>(キ) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)によること。</p> <p><b>【事業開始時の財務指標の算出に係る留意点】</b></p> <p>(ア) 流動資産は、事業開始時の運転資金の額とすること。</p> <p>(イ) 固定資産は、土地及び建物(工事費+設計監理費)その他の固定資産の合計額とすること。</p> <p>(ウ) 流動負債は、存在しないものであり、0 とすること。</p> <p>(エ) 固定負債は、借入金の額とすること。</p> <p>(オ) 純資産は、資産合計(流動資産+固定資産)から負債合計(流動負債+固定負債)を減じた額とすること。</p> <p>(4) 既設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ただし、当該年度特有の要因により財務状態が平年の状態と異なる場合(財務状況が平年より良くなっている場合及び悪くなっている場合の双方を含む。)は、その要因による影響を排除した財務状態が次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>(ア) 直近の年度末の流動比率(貸借対照表における流動資産÷流動負債×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>(イ) 直近の年度末及び収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率((事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額+(減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額)÷借入金元利償還額×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この基準は、適用しないものとする。</p> <p>a 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置</p>
--	--	---

をとる施設等)のみを経営する法人

- b 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等)の老朽化等に伴う改築・改修事業

イ 設備投資の妥当性

直近の年度末の固定長期適合比率(貸借対照表における固定資産÷(純資産+固定負債)×100)が100パーセント以下であること。

ウ 資本構成の安定度

直近の年度末の自己資本比率(貸借対照表における純資産÷(純資産+負債総額)×100)が33パーセント以上であること。

エ その他

アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成に当たっては、次の事項に留意すること。

【収支見込みの作成に係る留意点】

- (ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の2種類を作成すること。
- (イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。
- (ウ) 既存事業の部分、新規事業の部分、法人合計を区分して作成すること。
- (エ) 新たに事業開始する施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。
- (オ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。
- (カ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。
- (キ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均330万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。
- (ク) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)によること。

(別紙)収支見込作成の当たりの利用率

	第1年次	第2年次以降
保護施設		
救護施設	95%	100%
更生施設	85%	90%
授産施設	70%	75%
宿所提供施設	40%	45%
老人福祉施設		
養護老人ホーム	90%	95%
特別養護老人ホーム	95%	100%
軽費老人ホーム(A型・B型)	90%	95%

		ケアハウス	90%	95%
		障害者支援施設等		
		障害者支援施設	85%	90%
		福祉ホーム	80%	85%
		婦人保護施設	45%	50%
		児童福祉施設		
		乳児院	80%	85%
		母子家庭支援施設	95%	100%
		児童養護施設	85%	95%
		知的障害児施設	80%	85%
		自閉症児施設	60%	65%
		知的障害児通園施設	95%	100%
		盲児施設	70%	75%
		ろうあ児施設	40%	45%
		難聴幼児通園施設	85%	90%
		肢体不自由児施設	85%	90%
		肢体不自由児通園施設	60%	65%
		肢体不自由児療護施設	85%	90%
		重症心身障害児施設	90%	95%
		情緒障害児短期治療施設	85%	90%
		児童自立支援施設	45%	50%
		保育所	95%	100%
		有料老人ホーム	75%	80%
		授産施設	80%	85%
		宿所提供施設	80%	85%
		(※) 障害福祉サービス事業など、上記以外のものについては、実際に見込まれる利用率を用いること。		
	参考事項			
	設定等年月日	平成24年4月1日設定		
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)		
	内訳	経由期間	日 ( 事務所)	
		処分期間	日 ( 部 課)	
設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)			
備考				

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉法人の解散の認可又は認定	
根拠法令及び条項	社会福祉法第46条第2項	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>1 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）別紙1社会福祉法人審査基準第1から第3まで及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知）別紙社会福祉法人審査要領第1から第3までに定める基準を満たしていること。</p> <p>2 社会福祉施設等（以下「施設等」という。）の整備に関して国、都道府県又は市町村の補助金等の返還命令を受けたことがある場合は、その原因となった事項について国、都道府県又は市町村の指導に従って改善を行い、かつ、当該補助金等の返還を完了していること。</p> <p>3 社会福祉事業を行うに必要な資産である施設等の整備に要する財源として、独立行政法人福祉医療機構、民間金融機関等からの借入金を充てる場合は、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>(1) 独立行政法人福祉医療機構及び大阪府社会福祉協議会以外からの借入れについては、原則として独立行政法人福祉医療機構との協調融資であること。</p> <p>(2) 現在返済途中の既往借入金については、借入当初の計画のとおり、滞ることなく返済が実行されていること。</p> <p>(3) 新設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率（（事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額＋（減価償却費－国庫補助金等特別積立金取崩額））÷借入金元利償還額×100）が120パーセント以上であること。</p> <p>ただし、収入構造上において減価償却費用が見込まれていない社会福祉施設（都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等）のみを経営する法人については、この基準は適用しないものとする。</p> <p>イ 設備投資の妥当性</p> <p>事業開始時における固定長期適合比率（貸借対照表における固定資産÷（純資産＋固定負債）×100）が100パーセント以下であること。</p> <p>ウ 資本構成の安定度</p> <p>事業開始時における自己資本比率（貸借対照表における純資産÷（純資産＋負債総額）×100）が100パーセント以上であること。</p>

		<p>額) × 100) が 33 パーセント以上であること。</p> <p>エ その他</p> <p>アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成や財務指標の算出に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p><b>【収支見込みの作成に係る留意点】</b></p> <p>(ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の2種類を作成すること。</p> <p>(イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。</p> <p>(ウ) 施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。</p> <p>(エ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。</p> <p>(オ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。</p> <p>(カ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均 330 万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。</p> <p>(キ) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)によること。</p> <p><b>【事業開始時の財務指標の算出に係る留意点】</b></p> <p>(ア) 流動資産は、事業開始時の運転資金の額とすること。</p> <p>(イ) 固定資産は、土地及び建物(工事費+設計監理費)その他の固定資産の合計額とすること。</p> <p>(ウ) 流動負債は、存在しないものであり、0 とすること。</p> <p>(エ) 固定負債は、借入金の額とすること。</p> <p>(オ) 純資産は、資産合計(流動資産+固定資産)から負債合計(流動負債+固定負債)を減じた額とすること。</p> <p>(4) 既設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ただし、当該年度特有の要因により財務状態が平年の状態と異なる場合(財務状況が平年より良くなっている場合及び悪くなっている場合の双方を含む。)は、その要因による影響を排除した財務状態が次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>(ア) 直近の年度末の流動比率(貸借対照表における流動資産÷流動負債×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>(イ) 直近の年度末及び収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率((事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額+(減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額)÷借入金元利償還額×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この基準は、適用しないものとする。</p> <p>a 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置</p>
--	--	---

をとる施設等)のみを経営する法人

- b 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等)の老朽化等に伴う改築・改修事業

イ 設備投資の妥当性

直近の年度末の固定長期適合比率(貸借対照表における固定資産÷(純資産+固定負債)×100)が100パーセント以下であること。

ウ 資本構成の安定度

直近の年度末の自己資本比率(貸借対照表における純資産÷(純資産+負債総額)×100)が33パーセント以上であること。

エ その他

アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成に当たっては、次の事項に留意すること。

【収支見込みの作成に係る留意点】

- (ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の2種類を作成すること。
- (イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。
- (ウ) 既存事業の部分、新規事業の部分、法人合計を区分して作成すること。
- (エ) 新たに事業開始する施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。
- (オ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。
- (カ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。
- (キ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均330万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。
- (ク) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)によること。

(別紙)収支見込作成の当たりの利用率

	第1年次	第2年次以降
保護施設		
救護施設	95%	100%
更生施設	85%	90%
授産施設	70%	75%
宿所提供施設	40%	45%
老人福祉施設		
養護老人ホーム	90%	95%
特別養護老人ホーム	95%	100%
軽費老人ホーム(A型・B型)	90%	95%

		ケアハウス	90%	95%
		障害者支援施設等		
		障害者支援施設	85%	90%
		福祉ホーム	80%	85%
		婦人保護施設	45%	50%
		児童福祉施設		
		乳児院	80%	85%
		母子家庭支援施設	95%	100%
		児童養護施設	85%	95%
		知的障害児施設	80%	85%
		自閉症児施設	60%	65%
		知的障害児通園施設	95%	100%
		盲児施設	70%	75%
		ろうあ児施設	40%	45%
		難聴幼児通園施設	85%	90%
		肢体不自由児施設	85%	90%
		肢体不自由児通園施設	60%	65%
		肢体不自由児療護施設	85%	90%
		重症心身障害児施設	90%	95%
		情緒障害児短期治療施設	85%	90%
		児童自立支援施設	45%	50%
		保育所	95%	100%
		有料老人ホーム	75%	80%
		授産施設	80%	85%
		宿所提供施設	80%	85%
		(※) 障害福祉サービス事業など、上記以外のものについては、実際に見込まれる利用率を用いること。		
	参考事項			
	設定等年月日	平成24年4月1日設定		
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)		
	内訳	経由期間	日 ( 事務所)	
		処分期間	日 ( 部 課)	
設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)			
備考				

# 様式 B - 1

## 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉法人の吸収合併の認可	
根拠法令及び条項	社会福祉法第32条（第50条第4項による準用）	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>1 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）別紙1社会福祉法人審査基準第1から第3まで及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知）別紙社会福祉法人審査要領第1から第3までに定める基準を満たしていること。</p> <p>2 社会福祉施設等（以下「施設等」という。）の整備に関して国、都道府県又は市町村の補助金等の返還命令を受けたことがある場合は、その原因となった事項について国、都道府県又は市町村の指導に従って改善を行い、かつ、当該補助金等の返還を完了していること。</p> <p>3 社会福祉事業を行うに必要な資産である施設等の整備に要する財源として、独立行政法人福祉医療機構、民間金融機関等からの借入金を充てる場合は、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>(1) 独立行政法人福祉医療機構及び大阪府社会福祉協議会以外からの借入れについては、原則として独立行政法人福祉医療機構との協調融資であること。</p> <p>(2) 現在返済途中の既往借入金については、借入当初の計画のとおり、滞ることなく返済が実行されていること。</p> <p>(3) 新設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率（（事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額＋（減価償却費－国庫補助金等特別積立金取崩額））÷借入金元利償還額×100）が120パーセント以上であること。</p> <p>ただし、収入構造上において減価償却費用が見込まれていない社会福祉施設（都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等）のみを経営する法人については、この基準は適用しないものとする。</p> <p>イ 設備投資の妥当性</p> <p>事業開始時における固定長期適合比率（貸借対照表における固定資産÷（純資産＋固定負債）×100）が100パーセント以下であること。</p> <p>ウ 資本構成の安定度</p> <p>事業開始時における自己資本比率（貸借対照表における純資産÷（純資産＋負債総</p>

		<p>額) × 100) が 33 パーセント以上であること。</p> <p>エ その他</p> <p>アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成や財務指標の算出に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p><b>【収支見込みの作成に係る留意点】</b></p> <p>(ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の2種類を作成すること。</p> <p>(イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。</p> <p>(ウ) 施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。</p> <p>(エ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。</p> <p>(オ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。</p> <p>(カ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均 330 万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。</p> <p>(キ) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)によること。</p> <p><b>【事業開始時の財務指標の算出に係る留意点】</b></p> <p>(ア) 流動資産は、事業開始時の運転資金の額とすること。</p> <p>(イ) 固定資産は、土地及び建物(工事費+設計監理費)その他の固定資産の合計額とすること。</p> <p>(ウ) 流動負債は、存在しないものであり、0 とすること。</p> <p>(エ) 固定負債は、借入金の額とすること。</p> <p>(オ) 純資産は、資産合計(流動資産+固定資産)から負債合計(流動負債+固定負債)を減じた額とすること。</p> <p>(4) 既設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ただし、当該年度特有の要因により財務状態が平年の状態と異なる場合(財務状況が平年より良くなっている場合及び悪くなっている場合の双方を含む。)は、その要因による影響を排除した財務状態が次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>(ア) 直近の年度末の流動比率(貸借対照表における流動資産÷流動負債×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>(イ) 直近の年度末及び収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率((事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額+(減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額)÷借入金元利償還額×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この基準は、適用しないものとする。</p> <p>a 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置</p>
--	--	---

をとる施設等)のみを経営する法人

- b 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等)の老朽化等に伴う改築・改修事業

イ 設備投資の妥当性

直近の年度末の固定長期適合比率(貸借対照表における固定資産÷(純資産+固定負債)×100)が100パーセント以下であること。

ウ 資本構成の安定度

直近の年度末の自己資本比率(貸借対照表における純資産÷(純資産+負債総額)×100)が33パーセント以上であること。

エ その他

アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成に当たっては、次の事項に留意すること。

【収支見込みの作成に係る留意点】

- (ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の2種類を作成すること。
- (イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。
- (ウ) 既存事業の部分、新規事業の部分、法人合計を区分して作成すること。
- (エ) 新たに事業開始する施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。
- (オ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。
- (カ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。
- (キ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均330万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。
- (ク) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)によること。

(別紙)収支見込作成の当たりの利用率

	第1年次	第2年次以降
保護施設		
救護施設	95%	100%
更生施設	85%	90%
授産施設	70%	75%
宿所提供施設	40%	45%
老人福祉施設		
養護老人ホーム	90%	95%
特別養護老人ホーム	95%	100%
軽費老人ホーム(A型・B型)	90%	95%

		ケアハウス	90%	95%
		障害者支援施設等		
		障害者支援施設	85%	90%
		福祉ホーム	80%	85%
		婦人保護施設	45%	50%
		児童福祉施設		
		乳児院	80%	85%
		母子家庭支援施設	95%	100%
		児童養護施設	85%	95%
		知的障害児施設	80%	85%
		自閉症児施設	60%	65%
		知的障害児通園施設	95%	100%
		盲児施設	70%	75%
		ろうあ児施設	40%	45%
		難聴幼児通園施設	85%	90%
		肢体不自由児施設	85%	90%
		肢体不自由児通園施設	60%	65%
		肢体不自由児療護施設	85%	90%
		重症心身障害児施設	90%	95%
		情緒障害児短期治療施設	85%	90%
		児童自立支援施設	45%	50%
		保育所	95%	100%
		有料老人ホーム	75%	80%
		授産施設	80%	85%
		宿所提供施設	80%	85%
		(※) 障害福祉サービス事業など、上記以外のものについては、実際に見込まれる利用率を用いること。		
	参考事項			
	設定等年月日	平成24年4月1日設定		
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)		
	内訳	経由期間	日 ( 事務所)	
		処分期間	日 ( 部 課)	
設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)			
備考				

# 様式 B - 1

## 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉法人の新設合併の認可	
根拠法令及び条項	社会福祉法第32条（第54条の6第3項の準用による）	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>1 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）別紙1社会福祉法人審査基準第1から第3まで及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知）別紙社会福祉法人審査要領第1から第3までに定める基準を満たしていること。</p> <p>2 社会福祉施設等（以下「施設等」という。）の整備に関して国、都道府県又は市町村の補助金等の返還命令を受けたことがある場合は、その原因となった事項について国、都道府県又は市町村の指導に従って改善を行い、かつ、当該補助金等の返還を完了していること。</p> <p>3 社会福祉事業を行うに必要な資産である施設等の整備に要する財源として、独立行政法人福祉医療機構、民間金融機関等からの借入金を充てる場合は、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>(1) 独立行政法人福祉医療機構及び大阪府社会福祉協議会以外からの借入れについては、原則として独立行政法人福祉医療機構との協調融資であること。</p> <p>(2) 現在返済途中の既往借入金については、借入当初の計画のとおり、滞ることなく返済が実行されていること。</p> <p>(3) 新設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率（（事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額＋（減価償却費－国庫補助金等特別積立金取崩額））÷借入金元利償還額×100）が120パーセント以上であること。</p> <p>ただし、収入構造上において減価償却費用が見込まれていない社会福祉施設（都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等）のみを経営する法人については、この基準は適用しないものとする。</p> <p>イ 設備投資の妥当性</p> <p>事業開始時における固定長期適合比率（貸借対照表における固定資産÷（純資産＋固定負債）×100）が100パーセント以下であること。</p> <p>ウ 資本構成の安定度</p> <p>事業開始時における自己資本比率（貸借対照表における純資産÷（純資産＋負債総額）×100）が100パーセント以上であること。</p>

		<p>額) × 100) が 33 パーセント以上であること。</p> <p>エ その他</p> <p>アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成や財務指標の算出に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p><b>【収支見込みの作成に係る留意点】</b></p> <p>(ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の2種類を作成すること。</p> <p>(イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。</p> <p>(ウ) 施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。</p> <p>(エ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。</p> <p>(オ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。</p> <p>(カ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均 330 万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。</p> <p>(キ) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)によること。</p> <p><b>【事業開始時の財務指標の算出に係る留意点】</b></p> <p>(ア) 流動資産は、事業開始時の運転資金の額とすること。</p> <p>(イ) 固定資産は、土地及び建物(工事費+設計監理費)その他の固定資産の合計額とすること。</p> <p>(ウ) 流動負債は、存在しないものであり、0 とすること。</p> <p>(エ) 固定負債は、借入金の額とすること。</p> <p>(オ) 純資産は、資産合計(流動資産+固定資産)から負債合計(流動負債+固定負債)を減じた額とすること。</p> <p>(4) 既設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ただし、当該年度特有の要因により財務状態が平年の状態と異なる場合(財務状況が平年より良くなっている場合及び悪くなっている場合の双方を含む。)は、その要因による影響を排除した財務状態が次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>(ア) 直近の年度末の流動比率(貸借対照表における流動資産÷流動負債×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>(イ) 直近の年度末及び収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率((事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額+(減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額)÷借入金元利償還額×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この基準は、適用しないものとする。</p> <p>    a 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置</p>
--	--	---

をとる施設等)のみを経営する法人

- b 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等)の老朽化等に伴う改築・改修事業

イ 設備投資の妥当性

直近の年度末の固定長期適合比率(貸借対照表における固定資産÷(純資産+固定負債)×100)が100パーセント以下であること。

ウ 資本構成の安定度

直近の年度末の自己資本比率(貸借対照表における純資産÷(純資産+負債総額)×100)が33パーセント以上であること。

エ その他

アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成に当たっては、次の事項に留意すること。

【収支見込みの作成に係る留意点】

- (ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の2種類を作成すること。
- (イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。
- (ウ) 既存事業の部分、新規事業の部分、法人合計を区分して作成すること。
- (エ) 新たに事業開始する施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。
- (オ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。
- (カ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。
- (キ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均330万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。
- (ク) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)によること。

(別紙)収支見込作成の当たりの利用率

	第1年次	第2年次以降
保護施設		
救護施設	95%	100%
更生施設	85%	90%
授産施設	70%	75%
宿所提供施設	40%	45%
老人福祉施設		
養護老人ホーム	90%	95%
特別養護老人ホーム	95%	100%
軽費老人ホーム(A型・B型)	90%	95%

		ケアハウス	90%	95%
		障害者支援施設等		
		障害者支援施設	85%	90%
		福祉ホーム	80%	85%
		婦人保護施設	45%	50%
		児童福祉施設		
		乳児院	80%	85%
		母子家庭支援施設	95%	100%
		児童養護施設	85%	95%
		知的障害児施設	80%	85%
		自閉症児施設	60%	65%
		知的障害児通園施設	95%	100%
		盲児施設	70%	75%
		ろうあ児施設	40%	45%
		難聴幼児通園施設	85%	90%
		肢体不自由児施設	85%	90%
		肢体不自由児通園施設	60%	65%
		肢体不自由児療護施設	85%	90%
		重症心身障害児施設	90%	95%
		情緒障害児短期治療施設	85%	90%
		児童自立支援施設	45%	50%
		保育所	95%	100%
		有料老人ホーム	75%	80%
		授産施設	80%	85%
		宿所提供施設	80%	85%
		(※) 障害福祉サービス事業など、上記以外のものについては、実際に見込まれる利用率を用いること。		
	参考事項			
	設定等年月日	平成24年4月1日設定		
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)		
	内訳	経由期間	日 ( 事務所)	
		処分期間	日 ( 部 課)	
設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)			
備考				

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉充実計画の承認	
根拠法令及び条項	社会福祉法第55条の2第1項	
所管部課(室)係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
審査基準	関係条項	
	基準	平成29年1月24日付 雇児発0124第1号 社援発0124第1号 老発0124第1号「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」に基づく
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年4月1日設定
	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)
標準処理期間	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
	備考	

**様式 B - 1**

**申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間**

処分名		社会福祉充実計画の変更
根拠法令及び条項		社会福祉法第55条の3第1項
所管部課(室)係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
審査基準	関係条項	
	基準	平成29年1月24日付 雇児発0124第1号 社援発0124第1号 老発0124第1号「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」に基づく
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年4月1日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 1**

**申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間**

処分名		社会福祉充実計画の終了
根拠法令及び条項		社会福祉法第 55 条の 4
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	平成 29 年 1 月 24 日付 雇児発 0124 第 1 号 社援発 0124 第 1 号 老発 0124 第 1 号「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」に基づく
	参考事項	
	設定等年月日	平成 29 年 4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 （注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉連携推進法人の認定	
根拠法令及び条項	社会福祉法第127条	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
審査基準	関係条項	
	基準	令和3年11月12日付 社援発112第1号「社会福祉連携推進法人の認定等」に基づく
	参考事項	
	設定等年月日	令和4年4月1日設定
	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
標準処理期間	内訳	経由期間 日（ 事務所）
		処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉連携推進法人の定款変更等の認可	
根拠法令及び条項	社会福祉法第139条	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
審査基準	関係条項	
	基準	令和3年11月12日付 社援発112第1号「社会福祉連携推進法人の認定等」に基づく
	参考事項	
	設定等年月日	令和4年4月1日設定
	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
標準処理期間	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

**様式 B - 1**

**申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間**

処 分 名		社会福祉連携推進方針の変更の認定
根拠法令及び条項		社会福祉法第140条
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	令和3年11月12日付 社援発112第1号「社会福祉連携推進法人の認定等」に基づく
	参考事項	
	設定等年月日	令和4年4月1日設定
	標準処理期間	総日数        日   （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間        日   （    事務所）
		処分期間        日   （    部    課）
設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）	
備 考		

**様式 B - 1**

**申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間**

処分名	社会福祉連携推進法人の代表理事の選定・解職の認可	
根拠法令及び条項	社会福祉法第142条	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
審 査 基 準	関係条項	
	基準	令和3年11月12日付 社援発112第1号「社会福祉連携推進法人の認定等」に基づく
	参考事項	
	設定等年月日	令和4年4月1日設定
	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日（ 事務所）
		処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		